

令和 7 年度 第 2 回三条市大規模小売店舗立地審議会 会議録

1 日 時 令和 7 年 7 月 30 日（水） 午前 10 時 30 分～11 時 20 分

2 会 場 三条市役所 第二庁舎 2 階 202 会議室

3 出席者

委員 会長	岩瀬 昭雄	新潟大学名誉教授
会長職務代理者	佐野 可寸志	長岡技術科学大学大学院教授
	田辺 顕子	新潟薬科大学薬学部教授
	長谷川 雪子	新潟大学経済科学部准教授
	長野 源世	特定非営利活動法人えんがわ理事長
	渡辺 文雄	三条市自治会長協議会運営委員
		三条地区連絡員大島地区代表
事務局	片野 義孝	三条市経済部長
	米持 克広	三条市経済部商工課長
	坂上 和也	三条市経済部商工課課長補佐
	竹田 翔大	三条市経済部商工課商工係主査
	飯塚 絵美	三条市経済部商工課商工課主任

4 内容

(1) 開会

岩瀬会長 定刻より少し早いですが、皆様お集まりですので、ただ今より、令和 7 年度第 2 回三条市大規模小売店舗立地審議会を開催いたします。

まずは、事務局から出席者及び資料の確認をお願いします。

坂上補佐 私から出席と資料の確認をさせていただきます。本日欠席者はおりませんので、三条市大規模小売店舗立地審議会条例第 5 条第 2 項の規定により定数を満たしていることを報告させていただきます。

また、設置者につきましては、前回出席いただきましたが、今回は事前に市から審議事項等の確認をさせていただいておりますので、今回は出席いただいております。

続きまして、配布資料の確認をお願いいたします。資料の 1 番上に、本日の次第がございます。その次に資料 No. 1（仮称）イオン三条上須頃第 1 回審議会確認事項、資料 No. 2－1 の 7 月 15 日に行いました現地調査の概要、資料

No.2－2別紙調査の図面、資料No.3－1隔地駐車場についてまとめた資料、資料No.3－2シャトルバスの運行想定図、資料No.4交通渋滞についてまとめた資料、資料No.5騒音の影響についてまとめた資料、最後に、資料No.6新設届に対する市の意見についてまとめたものがございます。過不足等はございませんでしょうか。資料の確認等は以上でございます。

(2) 議事

「(仮称)イオン三条上須頃の新設届出について(第2回)」

岩瀬会長 では、審議を始めます。

まずは、第1回審議会の確認事項、現地調査の概要、隔地駐車場等に係る対応、市の意見について事務局から御説明いただきたいと思います。

飯塚主任 私から説明させていただきます。

まず、資料No.1(仮称)イオン三条上須頃の第1回審議会確認事項を御覧ください。こちらは、第1回審議会で出た確認事項について整理したのになります。1番目の駐車場についてです。隔地駐車場については、資料No.3－1、3－2で後ほど説明させていただきます。2番の駐車場について、新潟県にぎわいのあるまちづくりの推進に関する条例の時と大規模小売店舗立地法(以下、「大店立地法」という。)の時で駐車場台数が減っている理由については、小売店舗の面積が少なくなったためと回答いただいております。3番、4番の近隣施設への駐車について、病院や大学等の駐車場を用途が違う方が利用することを防ぐ方法は、資料No.3－1で後ほど説明させていただきます。

次に、2ページを御覧ください。駐輪場については、届出外駐輪場として設置する計画であると設置者から説明がございました。6番の交通渋滞については、資料No.4で後ほど説明させていただきます。7番と8番については、資料No.5で後ほど説明させていただきます。

次に、3ページを御覧ください。9番については、後ほど資料No.5で説明させていただきます。10番の照明については、駐車場を24時間開けているとのことですが、防犯上必要な明るさは確保する計画と回答いただいております。11番の緑地については、高い樹木を植える予定がないと回答いただいております。

次に、4ページを御覧ください。12番の店舗については、小売店舗としてどのような店舗が入るかはまだ未定で、オープン2、3か月前に正式リリースする予定です。また、現在建設着工しているものは建物A、B、Dとなります。14番のコミュニティ広場については、設ける予定と回答いただいております。

また、第1回審議会後に追加で確認事項がございました病院への照明の配慮については、防犯上必要な明るさを保ちつつ、照明の配置方向については病院に配慮するとのことで、現地調査でも照明の位置等を確認しております。

ので、後ほど現地調査の概要で説明させていただきます。資料No.1の説明については以上でございます。

次に、現地調査の概要について説明させていただきます。資料No.2-1、2-2を御覧ください。現地調査については、7月15日の夕方に、岩瀬会長と佐野委員、渡辺委員に出席いただき開催しました。現地の状況については、建物A、B、Dが建設中であり、建物Cは未着手の状況です。駐車場については、舗装の工事が未了となっております。No.3出口、No.4出口、No.5出口については、施工済のため位置を確認することができましたが、No.1、2の入口の工事は未了のため確認ができませんでした。出口については、資料No.2-2の図面の①、④、⑤がそれぞれ出口の写真となっております。出口には、進入禁止の路面表示ではなく、出口であることを表示する看板を設置する予定でございます。出口の横には照明塔が3基ございまして、いずれも店舗側に向けて設置されていることを現地で確認いたしました。照明塔の写真は、資料No.2-2の図面の②、③、⑥となっております。また、建物Dの建物壁面と屋上の看板には照明が設置される予定ですが、いずれも店舗側及び店舗屋上看板に向けて設置される予定でございます。屋上看板については、資料No.2-2の図面の⑦の写真に、屋上に四角い看板があるのが見えるかと思えます。また、建物Dの屋上に設置する設備でございますが、病院からできるだけ離れた西側へ設置するとのことで、写真⑧の店舗入口の上の辺りに設備を設置する予定でございます。

また、隔地駐車場のシャトルバスの発着場所は、計画店舗の建物C、D付近の角に設置予定ということで、資料No.2-2の建物CとDの間の緑の四角の部分がシャトルバスの発着予定場所となっております。また、資料No.2-2の裏面の隔地駐車場のシャトルバスの発着予定場所も、この緑の四角で囲んだ箇所となっております。

次に、現地調査の概要の(2)シャトルバスの運行計画でございます。現地調査の時点で御説明いただいた内容としては、イオン県央店と計画店舗の双方の連携を図り、ピーク時の隔地駐車場の利用を促進するため、隔地駐車場とイオン県央店、計画店舗を運行するシャトルバスを計画しているとのことでございました。運行時間は9時から21時までの予定で、隔地駐車場、イオン県央店、計画店舗、イオン県央店、隔地駐車場の順番で1時間に1本程度運行します。また、オープン時や繁忙期の状況により拡張を判断するという御説明がございました。現地調査において、審議会の委員の皆様からの御意見としては、1時間に1本ではシャトルバスに乗る人が少ないのではないか、類似店舗の実績から必要台数を算出した方がいいのではないかという御意見をいただいたところでございます。

米持課長 1点補足させていただきますと、前回の審議会で、隔地駐車場が機能しないのではないかと御意見を皆様からいただいたところ、その後、設置者から「シャトルバスの運行を行います」と回答があり、シャトルバスの運

行も含めて前回の現地調査で確認させていただいたという経緯になっております。よろしくお願いいたします。

飯塚主任 では次に、資料No.1で後ほど説明させていただきますとしておりました隔地駐車場について説明させていただきます。資料No.3-1を御覧ください。

まず、新設届の内容についてです。新設届では、必要駐車場台数を指針に基づいて計算したところ、1,068台というのがこの計画店舗に必要な台数でございました。(2)届出の駐車場の収容台数は、隔地駐車場を含めて1,068台という届出内容でございました。

次に、2ページを御覧ください。先ほど課長から補足がございましたシャトルバスの運行についてですが、大店立地法の経産省の質問回答集によりますと、郊外までシャトルバスを運行して駐車場を確保することは、設置者が選択する対応策の1つとして認められております。

次に、3 シャトルバスの運行等の計画の(1)シャトルバスの運行についてです。こちらは先ほども説明させていただいた通り、計画店舗だけでなくイオン県央店も経由することで、片方の店舗にしかないテナントや併設施設の集客性を生かして利便性を高めるためにこの計画としております。運行の想定図については、資料No.3-2を御覧ください。運行想定図の①が隔地駐車場、②がイオン県央店、③が計画店舗となっております。このルートで運行することを想定しております。こちらについては、先ほども申し上げた通り、開業直後の期間や繁忙期における運行を想定しております。現地調査の時には1時間に1本という運行予定でございましたが、現地調査時の意見を受けまして、混み合う時間帯を1時間に2本運行する計画に変更しております。

また、シャトルバスの運行時に乗車人数の記録を行い、乗車できずに来客が3人以上待つ時間帯が発生した場合は、その時間帯の増便を検討すると設置者から回答いただいております。また、発着場所については、他の車に利用されないように確保し、案内看板やチラシ等で周知をすることを考えております。

次に、3ページを御覧ください。第1回審議会でも意見がありました近隣施設への駐車について、病院や大学の出入口に看板等を一定期間配置し、病院の駐車場などに車を停めないようにできるだけ多くの注意喚起を実施し、来客車両が周辺施設に多く停める事態が発生した場合は、近隣施設と適宜協議を行って早急に有効な改善策を講じるということで設置者から回答いただいております。

これらの内容から、4 市の考えでございしますが、大店立地法の指針では、既存類時店の実績データを根拠に算出する場合に、店舗や立地などの類似性だけでなく、店舗の開業の時期が近似であるということが定義されており、イオン県央店が1991年開業ということで30年以上経過していることから、開業時期の近似性があるとは言えないと考えております。そのため、大店立

地法の指針に基づく 1,068 台が必要になります。設置者は、隔地駐車場、イオン県央店、計画店舗を結ぶシャトルバスを運行する計画であり、大店立地法上では、その運行により遠隔地の駐車場を確保することが対応策として認められております。さらに、シャトルバスが機能するように、混み合う時間帯に 30 分ごとに運行する計画であり、また、乗車人数を記録して、3 人以上乗れない時間帯が発生した場合は増便するなど、臨機応変に対応する計画としておりますので、大店立地法における必要な対策を講じていると判断し、大店立地法の基準を満たしていると考えております。

また、参考に、5 届出外駐車場について、建物 C の建設着工が他の建物より 3、4 か月程度遅れることから、特に混雑が見込まれる開業時には、建物 C の場所を臨時駐車場として 130 台程度が駐車可能となる予定でございます。

また、届出外駐車場として、建物 D の脇の緑地や建物 C 裏などに駐車場を整備する計画があるということで、来客が落ち着いてきた段階では、当初の計画より駐車場に少し余裕があると考えております。

次の 4 ページ以降につきましては、設置者からの情報提供ということで、令和 6 年度に設置者が調査を行ったイオン県央店の駐車場の利用実績を参考に載せております。

また、6 ページについては、計画店舗とイオン県央店の類似性に関する資料となります。

それ以降のページも参考でございますが、必要駐車台数に係る既存類似店の実績の適用について、大店立地法の関係部分を抜粋したものを記載しております。資料 No. 3-1 と 3-2 の説明については以上でございます。

次に、交通渋滞について説明させていただきます。資料 No. 4 を御覧ください。こちらは、前回の審議会でも、国道 8 号線の交差点について、慢性的に渋滞しており、正確な評価ができないのではないかという御意見いただいたところですが、市の考えとしましては、設置者は交差点需要率などの静的な手法で流動予測を行っておりますが、当該交差点は慢性的な渋滞が生じており、新潟県の渋滞対策協議会が選定する主要渋滞箇所を選定されている交差点となっております。県の運用では、主要渋滞箇所については交差点需要率などで適正な評価ができないとしていることから、県の運用に倣いまして、当市も設置者に対して開店時の迂回路の設定と誘導等の対策を求めました。

設置者の方針としましては、迂回路を設定して、開店経路を店頭チラシで周知する計画であること、また、店舗開業後に周辺の交通に著しい影響を及ぼす場合は、道路管理者や交通管理者と協議の上、対応を検討すると回答いただいております。

下の図面につきましては、青い線の経路が三条市内への最短経路となっておりまして、②、③、④の国道 8 号線の交差点が主要渋滞箇所と指定されております。特に④につきましては、右折して三条市内に戻るところが通常混雑している場所になりますので、そこを右折しないように、迂回路として④

の交差点を直進する形で設置者から迂回路の設定をしております。交通渋滞については以上でございます。

次に、資料No.5 騒音の影響についてでございます。こちらは、第1回審議会で、住宅地や病院への影響について御意見がございました。

まず、住宅地への影響でございます。用途地域の指定のない住宅地ということでしたが、第1種住居地域の環境基準を適用した場合にも基準を下回る結果となっております。

次に、病院への影響でございます。設備につきましては、調査上、環境基準値以下となっております。また、病院への騒音については、騒音レベルの低い機器を選定する、また、病院の敷地から可能な限り距離の離れた西側に機器を設置することによって病院へ配慮をすることを計画しております。ただし、室内に設置する機器との位置関係でエネルギー効率などもございますので、エネルギー効率と騒音の両方の影響を勘案して設置するということが計画をしております。また、室外機の設置方法につきましても、可能な限り騒音の発生する面を建物の外側へ向かないように配慮するという事です。

次に、来店車両の走行音についてです。こちら環境基準値以下となっておりますが、走行音の低減のため、舗装や段差をなくし、路面の標準化を図ること、定期点検を行うこと、また、開店後に意見等がございましたら、適切な対応策を検討して、誠意を持って対応すると回答いただいております。

次に、(3)搬出入車両の走行音でございます。こちらは、夜間において走行速度を10km/h未満とした場合に環境基準値以下となっております。走行速度の確認方法については、適宜警備員が目視で確認を行い、作業報告書に速度順守の確認欄を設け、警備員が報告書、報告書を確認するといった対応を検討しております。速度順守が守れられなかった場合は、搬送業者に対して是正指導を行い、再発防止を徹底するという事です。

これらに関して、3市の考えでございますが、住宅地への影響については、第1種住居地域の基準を適用した場合にも下回る結果となっておりますので、住宅地への騒音の影響は少ないものと考えております。また、病院への影響でございますが、夜間の搬出車両走行音について、走行速度を10km/h以下とする必要がありますので、こちらについては附帯意見によりその徹底を要請したいと考えております。騒音についての説明については以上です。

次に、資料No.6の市の意見についてを御覧ください。

岩瀬会長 資料No.5の裏面を説明してください。

飯塚主任 失礼しました。資料5の裏面の説明させていただきます。県央基幹病院の4階から9階の壁面については、設備はございませんが、3階屋上にエアコンの室外機が100台ほどございます。また、高速道路の騒音につきまして、病院の南側に北陸自動車道がございますが、そちらに遮音壁がないことから、大学と病院の間の地点で令和6年に調査をしたところ、基準値を超えている時間帯がございました。これについては、県を通じてNEXCO 東日本

に対策を要望しているところでございます。

次に、資料No.6の市の意見について説明させていただきます。1 市の意見について、大店立地法の指針に照らして、設置者が示した対応が不十分と判断される場合は、大店立地法に基づいて市の意見を設置者へ通知して、設置者はその市の意見を踏まえて変更届を出すか、もしくは変更しない旨の通知を出す必要がございます。また、市の意見が通知されて、設置者が変更届又は変更しない旨の通知を届け出た日から2か月間は計画店舗を開店することができないこととなっております。

2 附帯意見については、届出の内容が大店立地法の指針の基準に満たしておりますが、周辺生活環境の保持の関連から配慮が必要と市が判断する事項について設置者に通知するものでございます。大店立地法に基づくものではなく、市が独自で実施しているものでございます。

次に、市の意見について説明させていただきます。市の意見につきましては、なしとするということ、ただし、以下の通り附帯意見を述べさせていただきたいと考えております。

まず、1 隔地駐車場におけるシャトルバスの運行については、混雑時において、来客車両の駐車場利用実態を把握し、来客車両が近隣施設に駐車しないように隔地駐車場へ適切な誘導を行うとともに、隔地駐車場におけるシャトルバスの運行について適宜見直しを行い、効果的な周知方法を検討すること。また、来客車両の駐車について、近隣施設から意見要望等が出された場合は、速やかに対応すること。

次に、2 周辺道路の渋滞緩和対策です。店舗周辺の道路は、現状において渋滞が発生している箇所があることから、開業後の道路状況等を踏まえ、迂回路の周知の更なる徹底をするほか、必要な対策を講じること。また、店舗西側の市道上須頃前畑線の交通量の増加による交通環境の悪化を懸念する住民の意見が出ていることから、状況を踏まえ、適宜対策を講じること。

次に、3 夜間に発生する騒音対策です。夜間の搬出入車両の走行音について、低速走行を徹底するための対策を講じること。この3点について附帯意見を付けたいと考えております。

また、大店立地法上、開業後に報告を徴収することが可能となっておりますので、こういった附帯意見の内容について、時機を見て、市としても確認してまいりたいと考えております。事務局からの説明は以上です。

岩瀬会長 前回の議事内容をまとめていただいたこと、それから、現地調査の結果をまとめていただきました。それらを踏まえて、最後に、今回の審議会としての方向性について御説明いただきました。これまでの事務局からの説明について、質問等はいかがでしょうか。挙手して発言いただければと思います。

長谷川委員 駐車場について、資料No.3-1の3ページについて、届出外駐車場として、緑地をやめて駐車場にするということでしょうか。建物Cの裏に

40 台程度と記載されているところがあったと思いますが、ドライブスルーの通路から変更となるのでしょうか。

飯塚主任 緑地の部分の駐車場につきましては、資料No.2－2の現地調査の図面で説明させていただきますと、⑤の矢印がある場所が緑地となっておりますが、こちらを一部駐車場にする計画があると聞いております。また、建物Cの裏につきましては、建物Cの裏にドライブスルーの通路が書いてありますが、そちらについてドライブスルーの通路ではなく駐車場にする計画があると聞いております。

長谷川委員 この駐車場は来客用の駐車場でしょうか。

飯塚主任 そのとおりです。

長谷川委員 入ってくる場所が表の駐車場と異なるので、適切に案内をしてほしいと思います。

岩瀬会長 長谷川委員が指摘された駐車スペースを一時的に設置する計画で、開店時等の混乱を避けるということを踏まえた設置者側の考えが示されたということでしょうか。

飯塚主任 はい、その通りでございます。

米持課長 補足させていただきますと、資料No.3－1の3ページの届出外駐車場の記載のところを御覧いただければと思いますが、会長がおっしゃられた通りであります。建物D脇の20台と建物C裏の40台に関しては恒常的に使う駐車場としての増設であります。その上で、建物Cの130台分の駐車場に関しては、建物Cの建設が多少遅れることで、そこも駐車場として活用し、開店時の混雑をある程度緩和できるのではないかという見通しを立てているところでございます。

田辺委員 近隣の施設への駐車が発生するのではないかということについて、そのような事態が多く発生した場合には周辺施設と協議を行うとなっております。実際に供用前と後を比べないとデータとして示せないと思うのですが、供用前にデータを取る話があるのでしょうか。

岩瀬会長 例えば、病院では現状どの程度の駐車台数となっているかデータを取るということですね。

田辺委員 事業者にお話される際に、データがないと説明が難しいと思います。

岩瀬会長 それは今まで議論に出てきてないので、場合によっては市の方で設置者側、あるいは設置者、病院等と協議をして、通常の駐車状況の調査をしていただくように要請はできるのでしょうか。

米持課長 先ほど担当から説明しましたが、指針上の基準は様々な手法をとることによって必要駐車台数は満たしております。その上で、必要なのは実際どうであるかという部分だと思いますので、事前のデータを取ることも1つの方法であると思いますし、「あまり大学や病院と関係ない人が停めている」といった大学や病院側からの意見の聴取もあるかと思います。その点も含めて、どういう形で評価することが無断駐車の問題を特定することにつな

がるのかにつきまして、設置者と周辺の関係者が協議し、検討することを要請してまいりたいと考えております。

岩瀬会長 この件については前にも意見が出ていまして、現地調査の時にも設置者に対して、病院という社会的に大事な施設に対して、影響が少なくなるように、そういう懸念を持って多くの委員が心配されて発言していますよということは何度も申し出ておりまして、例えば、開店時等に警備員を配置して、無断駐車を防止する対応で努力をすると説明いただいた記憶がございます。それを重視していただくように、改めて設置者に、第2回の審議会でそういう意見が出てますので十分留意していただきたいとお伝えすることは可能ではないかと思うのですが、どうでしょうか。

米持課長 今ほどの会長のお話を含めまして、改めて説明させていただきますと、資料No.6の市の意見に関する資料でございますが、先ほど私が申し上げました通り、大店立地法上の指針に定められている基準につきましては満たしております。その後の付随する対応も、先ほどの入店時の無断駐車を防ぐための警備の配置も含めて、トータルで指針上の基準は満たしております。そのため、市としては大店立地法に基づく意見は出しがたいと思っているところではありますが、ただ一方で、実際どうなるのかはやってみないと分からないところが正直ありますので、隔地駐車場におけるシャトルバスの運行のところにもございますが、近隣施設に駐車しないよう隔地駐車場の適切な誘導を行う等の附帯意見を市として付けることで設置者側に対応を求めてまいりたいと考えているところでございます。

長野委員 資料No.4の交通渋滞の迂回路の件について、国道8号線にすぐに行かないような迂回路の設定になっていると思いますが、実際どのように誘導するのでしょうか。分かりづらいのではないかと思います。実際に行った人にそれを周知する方法はあるのかをお聞きしたいです。また、国道8号線の石上大橋下に集約することになるので、石上大橋を避けるのは難しいのでしょうか。

飯塚主任 周知の方法については、混雑時にお帰りマップというものを退店されるお客様にチラシを配る、店舗にチラシを貼るなどして周知が可能と設置者から聞いております。

また、石上大橋を避けてということについて、他の橋も混雑しているところがございますので、そこを避けることはできないのではないかと考えております。

長野委員 計画地から出た先の交差点で今も警備員が立っていますが、工事の警備員が立っているのでしょうか。開店時に、警備員による誘導でこれを知らせていくこともあり得るのでしょうか。

飯塚主任 誘導員の配置計画についてはまだ詳細が未定とのことで、設置者から警備員の配置計画はまだ出ていないところです。また、現在の交差点の警備員については、把握していないため、御回答できず、申し訳ございません。

渡辺委員 迂回路ですけども、交差点②から、右へ回っていただいて、瑞雲橋を渡るのも迂回路としていいのではないのでしょうか。交差点④の石上大橋は非常に混むため、交差点②を右に曲がっていただいて、瑞雲橋を渡るルートも分かりやすいと思います。

長野委員 私もそうと思いますが、瑞雲橋も時間帯によって動かないので、そこを抜けた先の市街地に入ってくる部分のカーブを過ぎた別れ道も考慮しながら、2経路を示すというやり方もあるのではないかと思います。

米持課長 当然この地域に慣れた方の来店ばかりじゃなく、広域からの来店も考えられますので、ここに記載のある迂回路とは別の経路を示すことも効果的かと思っております。今ほどの御意見は、設置者に伝えて、適切に判断していただくように申し伝えたいと思います。

岩瀬会長 質問等がないようでしたら、先ほど事務局からの説明の通り、あるいは委員等から発言がありましたけれども、市の意見としては意見なしが妥当と認められていること、また隔地駐車場等について意見しましたが、おおむね資料No.6の市の意見とおりのことですのでよろしいのでしょうか。

田辺委員 附帯意見の1について、「混雑時において、来客車両の駐車場利用実態を把握し」と記載されていますが、混雑というのはどのように判断されるのでしょうか。また、開店してみないと分からないことはたくさんありますので、まずは利用事態を把握して、なおかつ、その混雑時には誘導等を行うことが必要なのではないかと思うのですが、そこについて教えていただければと思います。

米持課長 ここに記載があります「混雑時」というのは、開店直後、あるいはその週末を念頭に置いておりました。やはりその時が駐車場が混み、無断駐車が増えるだろうと考えておりましたが、田辺委員がおっしゃられたように、もしかすると開店時、あるいは週末だけでなく、混雑する時もあるかもしれませんので、平時からしっかりと混雑状況を把握して対応を求めることが必要だと思っておりますので、差し支えなければ、「混雑において」の一文は削除させていただければと思いますが、いかがでしょうか。

岩瀬会長 もう一度お願いします。資料No.をお示ください。

米持課長 資料No.6の1 隔地駐車場におけるシャトルバスの運行の部分でございます。このところに、冒頭、「混雑時において」と限定的に書いてあります。ただ、いつが混雑するのかというのは開業しないと分からないところもございますので、ここは時期を特定することなく、平時からしっかりと混雑状況を把握して必要な対策を講じてくださいという意味合いの文章にさせていただければと考えております。「混雑時において」を削除すると、基本的には平時からということになると考えております。

佐野委員 資料No.6の1の内容ですが、ここはタイトルが「隔地駐車場におけるシャトルバスの運行」となっているのですが、私としては、駐車場の容量が足りない時の対応というところでまとめていただくといいのではと思いま

す。駐車しないように誘導することや、駐車場のデータを取るなどもありますし、シャトルバスは1つの方法であり、これが目的ではないので。

岩瀬会長 必ずしもシャトルバスに限定するのではなく、駐車場の容量が足りなくなった場合の対応、それから、病院等への影響がないこと、この2つが満たされれば、実態に合わせて必ずしもバスを運行する必要はないかもしれません。それは開店してみないと分からないことであり、色んな商業活動としてどういったものを販売するかでも変わってくるでしょうし、実態に合わせて、近隣施設の運営者とも協議して、できるだけ影響が軽減できるような方向に持って行っていただきたいということが、皆さんの総意だと思うのですが、そういったことを踏まえて、今後、市と設置者、近隣施設の運営者との話合いがスムーズに行く仕組みを考えていただくことを前提に、今回のまとめとしては、市の附帯意見をベースに今日の審議会のまとめしたいと思いますっておりますが、いかがでしょうか。

米持課長 附帯意見として出す趣旨は、シャトルバスを適切に運行してくださいということではなく、無断駐車の実態も含めた駐車場の適切な運用が目的でありますので、御意見を踏まえまして、シャトルバスの運行を適切にしてくださいという内容に見えますので、誤解を招かないようにしっかりと駐車場の適切な運用が図られるようなシャトルバス、あるいは警備員の配置も含めたものとしてくださいという文案とさせていただきます。

改めて皆様からお集まりいただいて審議するというのもこの内容であるとそこまでは不要かとも思いますので、書面で市の意見としていかがでしょうかということをもた改めて郵送等で書面協議をさせていただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

岩瀬会長 委員の皆様、いかがでしょうか。

＜異議なしの声あり＞

岩瀬会長 市のただ今の発言が認められましたので、資料No.6の内容について、書面協議とさせていただきたいと思います。

それでは、今回の審議について、事務局から何か発言ございますでしょうか。

米持課長 特にございません。

岩瀬会長 それでは、以上で審議会を終了させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。